

第135回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和4年(2022年)2月21日(月)午後2時から午後3時12分まで
開催場所	八王子市役所 本庁舎事務棟8階 802会議室 及び ウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、石井修一委員、田辺勉委員、山本法史委員、加藤隆之委員、上條弘次委員、福島良樹委員、堀麦枝委員、宮内宏委員、村上康二郎委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課相談員
出席者氏名 (説明者)	【諮問第174号・第175号】 小澤寛デジタル推進室情報管理担当主幹、谷吉郎同室課長補佐兼主査、藤原頼晶同室主査、半田朋彦健康政策課主査 【諮問第176号】田倉洋一学校給食課長、渡邊剛同課主査
欠席者氏名	鈴木浩司委員、花形守康委員
議 題	審議事項 ア 予防接種事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について【諮問第174号】 イ 予防接種事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について(電子交付機能の利用・接種記録照会の運用の変更)【諮問第175号】 ウ 学校給食センター元横山に設置する防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【諮問第176号】 報告事項 ア 個人情報を取り扱う事務の届出について イ 公文書公開請求に対する存否応答拒否について ウ 令和3年改正個人情報保護法について その他
公開・非公開の別	公開。ただし、(1)のア、イ、ウ及び(2)のイは非公開。
傍聴者の数	なし

配布資料	1 第 135 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料
------	----------------------------------------------

【橋本会長】 それでは、皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。第 1 3 5 回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から連絡がありましたけれども、鈴木委員から欠席という御連絡をいただいています。これから加藤委員をはじめとして、あと 3 名の方がいらっしゃいます。少し遅れていらっしゃると思いますが、定足数を満たしているということで、始めさせていただきます。

それから、審議会は、原則、公開となっておりますけれども、本日の審議事項の全てと報告事項イにつきましては、附属機関及び懇談会に関する指針によって、行政運営に関する案件ということで非公開事項と定められておりますので、非公開といたします。

なお、今、申し上げました非公開案件を除き、傍聴の申請がありましたら、市役所本庁舎でのウェブ会議、この画面を視聴するという形式での傍聴を許可したいと思いますけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。事務局から、資料の説明はよろしいですか。

【越智主査】 後ほど、併せて説明させていただきます。

審議事項 ア「予防接種事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について【諮問第174号】」及びイ「八王子市附属機関及び予防接種事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について（電子交付機能の利用・接種記録照会の運用の変更）【諮問第175号】」は、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の第 1 2 - 1 - (2) により非公開
ウ「学校給食センター元横山に設置する防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【諮問第176号】」は、八王子市情報公開条例第 8 条第 6 項アにより非公開

【橋本会長】 次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項ア、個人情報を取り扱う事務の届出について、を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

【内村主任】 報告事項の説明に先立ちまして、事前にお伝えすることがございます。

報告事項の中には、メールで事前を送付しております条例を根拠として審議会に報告を要する案件が幾つかございます。その都度、根拠条例の条項をお伝えいたしますので、御覧いただくと内容が把握できると思いますので、よろしくお願いたします。

では、報告事項のア、個人情報を取り扱う事務の届出について報告いたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止をする際には、市長に対する届出義務を規定しております。本件は同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会に報告するものでございます。

報告資料ア、42ページを御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの開始の届出が1件、変更届出が1件ございました。同じ事務に対しての届出となっておりますが、所管課から最初に変更の届出が提出されまして、その後、開始の届出が未提出であったことが判明したため、直ちに所管課に開始の届出を提出してもらうことといたしました。

以上の経緯から、事務の開始が平成15年(2003年)4月1日となっているにもかかわらず、このタイミングでの審議会への報告となりました。実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとなっております。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

今、画面表示で御覧になっていただいております、図書館宅配利用登録という名称でございます。そもそも届出を出さなければいけないことは分かっていたのだけれども、開始の届出を出していなかったという、こういったことで二重になってございます。

何か、これにつきまして、御質問、御意見等ございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、この報告を承ったということで、次に移らせていただきます。

報告事項のイ「公文書公開請求に対する存否応答拒否について」は、八王子市情報公開条例第8条第1号により非公開

【橋本会長】 次は、報告事項のウということでございます。報告事項のウは、今、御覧いただいております、令和3年改正個人情報保護法についてということでございます。事務局から御報告をお願いいたします。

【越智主査】 それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

P D F 資料の45ページを御覧ください。

令和3年改正個人情報保護法については、昨年、令和3年(2021年)8月6日開催の第132回の審議会において、7月に実施された個人情報保護委員会からの説明資料の情報時点で、特に本審議会に関連する部分に焦点を当てて、説明をさせていただきました。その後、10月15日開催の第133回の審議会において、事務局案の段階ですが、本市条例の改正案策定方針を報告させていただきました。

本日は、現在、個人情報保護委員会が行っているパブリックコメント、意見募集の資料を基に、審議会への影響について報告いたします。

資料の上部に出典を明示しています。P D F 上の注釈欄にU R L をテキストで貼り付けてありますので、改正案の新旧対照表等、詳細資料を直接インターネット上で御覧いただくことも可能です。本日は時間の都合上、改正案の要旨をまとめた本資料を基に説明いたします。

P D F 資料の48ページを御覧ください。

マーカー部分は本市事務局が追加していますが、今回の改正案は、本市を含め全国の地方公共団体を対象とした説明会で上がった質問や意見等を踏まえ立案した、とされています。

続いて、P D F 資料の49ページを御覧ください。

事項の、地方公共団体に置く審議会等への諮問、を御覧ください。

法改正後も、「特に必要がある場合」は、審議会等に諮問することができる、とされています。「特に必要がある場合」として、制度の運用や在り方について審議が必要な場合や、サイバーセキュリティに関するものが例示されています。一方、諮問を要件とする条例を定めてはならないものとして、本要約資料には記載がありませんが、ガイドライン案

本体には、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされています。

本日の審議事項では、ウの防犯カメラの案件が、この諮問を要件とする条例を定めてはならないものに当たります。防犯カメラに関しては、事項、条例との関係、も御覧ください。マーカーをしていますが、改正法の下では、本人収集の原則を条例で規定することができず、諮問案件ではなくなる見込みです。この点について、第一法規から出版されている『法改正に対応すべき実務がわかる！自治体職員のための2021年改正個人情報保護法解説』でも、業務を遂行するために必要な場合であって、特定された利用目的の達成に必要な範囲のものであれば、偽り、その他不正の手段による収集でない限り、どこから収集するかについての規制はないことになる旨解説されています。

なお、従来のカメラ画像の取得から進んだものとして、顔識別機能つきカメラがありますが、こちらについては、国の下で本年1月28日に第1回犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会が開催されているようです。現行法下では、民間事業者を対象にしたものですが、法改正後は官民共通ルールとなることや、この検討会の目的として、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について包括的に整理するとされていることから、この検討会の経過も注視していきたいと考えています。

なお、審議事項ア、イのような、特定個人情報保護評価については、番号法に基づくものとして、法改正後も地方公共団体の所掌になる見込みです。

また、条例改正に当たっては、事項、条例との関係欄の3項目目にもあるように、法と重複する内容の規定を条例で定めることは許容されない、とされています。そのため、法で規定された条項を一つずつ市の条例に引き写すのではなく、国から示されている法改正条例の条文イメージを参考に、法施行条例の形式で調製を進めております。

欄外の米印に記載がありますが、具体的な運用解釈を問うものについては、今後も記述が追加される予定とありますので、随時情報提供させていただきます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

抜本的な改正でありますけれども、ぜひ、またこのような形で情報の提供をお願いしていくということになるかと思えます。何か、今の御説明に対していかがでしょうか。御意見とか、御質問とかありましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。お手元にお配りしております資料の、これからのスケジュールも頭に入れながら、今後、この審議会がどのようになっていくのかということになっていくかと思えますけれども、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 かなりドラスティックな改定ということになるかと思えます。

もし、質問等ございませんようでしたら、本日、用意してまいりました審議事項と報告事項を終えさせていただきたいと思えます。事務局から何かありましたら、お願いします。

【越智主査】 それでは、事務局から2点御連絡があります。1点目が次回の日程について、2点目が本日の配付資料の削除についてです。

まず、1点目の次回の日程についてです。審議事項イの関連で、次年度4月から5月をめどに第三者点検分科会を、5月から6月をめどに審議会を、それぞれ開催いただければ幸いです。詳細日程は追って調整させていただきます。

2点目が、本日配付資料の削除依頼です。非公開情報を含みますので、配付資料、データの削除をお願いいたします。

事務局からは以上です

【橋本会長】 ありがとうございました。

また、日程につきましては、委員の皆様にお諮りをするという形で進めさせていただきたいと思えます。

先日の事務局との打合せですと、また恐らくウェブでやろうかということかと思えますけれども、そのような形での実施が有力なのかなと思っております。

再度、日程につきましては、またお伺いをしたいと思えます。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか、何かございましたら。

【委員】 一つ、よろしいですか。

【橋本会長】 どうぞ。

【委員】 事務局に2点お願いしたいのですけれども。1点は画面共有、画面共有が少し遅いのと、必要なところが共有されていない、要するにすぐに出てこないということがありますので、画面共有をもう少し工夫をしていただきたいというのが一つ。

それともう一点では、いろいろなファイルをメールで送ってきていただいているのです

けれども、そのメールのどこを今話しているのか分からない部分があります。私は一応送られてきたものは全てファイルにして136回というフォルダに入れています。それを全部出しているのですけれども、どれが今話しているところに該当するのか、そのファイルの冒頭にでも1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番と番号を振っておいていただけないでしょうか。

そして、話をするとき、今、3番のファイルですとか、2番のファイルについて話しています、ということをお願いいただくと、私もすぐにその画面を見ながらファイルを見ることができます。というのも、プリンターがちょっと壊れておりますので、これだけの量をプリントアウトするわけにもいきません。ファイルを1回1回開けて見ているのですが、いっぱいあるファイルの中のどれが、今、話されているものなのか、少し分からない部分があります。送られてきたファイルの冒頭に数字で、 、 とか入れておいてもらい、今、 をやっていますとお願いいただければ、私もその をすぐに開いて見ることができます。そのような注文ですけれども、お願いいたします。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。資料がかなり大部にわたるケースが多いので、見やすいように、参照しやすいように、何か工夫をお願いしたいということで、少しお考えいただければありがたいなということでございます。確かに、そういうところがあるかもしれないです。

【越智主査】 御意見ありがとうございます。

まず、1点目の画面共有についてです。本日、審議会全体会として画面共有を本格的に使用開始させていただきました。現状のインターネット回線下の制約なのですが、少しこちらの挙動とタイムラグが生じ、T e a m s 上の画面共有に反映されていることが分かっています。手元の作業から数秒遅れて画面共有が反映されています。その点も、逆算しながら、画面共有をしたいと思います。要改善点として御意見いただきました。ありがとうございます。

2点目として、まず、ファイル名の付け方から分かりやすく、ということと、現在使っているものを参照できるようにということで、案内の工夫をさせていただきます。

なお、P D F 上の注釈機能というものは使ってきておりますので、事務局としても習熟していき、より分かりやすくできるように改善していきたいと思います。また、委員の皆様の使用環境や、紙か電子かといった媒体によっても違いがあると思いますので、この後、

メールでも構いませんので、ここが見つらなかったとか、良かったとか、気付いた点を教えていただければ助かりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。こういう環境下での審議会というのが、もう3年目に入っているということで、少しずつ慣れてきているところがあると思いますけど、なお、一層工夫をという御要望だろうなと思っております。ぜひ、御検討ください。よろしくお願いいたします。

あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、これをもちまして第135回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。